## 80 周年記念シンポジウム 日本のヴォイス研究の 80 年:成果と展望

## はじめに 西村義樹 (東京大学)

- 1. そもそもヴォイス (voice) とは何か?
- ・述語動詞を共有する複数の文の間に見られる文法関係と意味役割の対応の仕方の変動
- ・普遍性、個別性(e.g. 使役構文(語彙的使役を含む)と受動構文の無標性と有標性;それぞれの構文のプロトタイプは異なる言語間で(ほぼ)一致するか?;特殊な受動文の位置づけ)とそれぞれの動機づけ
- ・ヴォイスの広がり:どのような現象まで含めるべきか? (e.g. 順行と逆行)
- ・それぞれの構文の意味または機能は何か? (e.g. 対応する能動文と受動文のように真理条件的に等価な場合をどう扱うか?)
- 2. 日本語の受身の受身らしさと特殊性
- ・間接受身 (迷惑受身) の位置づけ
- ・昇格、降格、属性叙述(特徴づけ);ニ受身とニョッテ受身
- ・日本語の受身における「受影性」とは何か?
- ・「非情の受身非固有説」の妥当性
- 3. 日本語の受身の特殊性は日本語の他の特徴とどのように関係しているか?
- ・間接受身は対応する能動文に比べて項が増えているのか?増えている、あるいは、増えていない(実は減っている)としたら、どういう(間接受身の成立に特化されない)仕組みによってか?

補足:西村・長谷川 (2016: 299)

受動構文のプロトタイプは、主語の指示対象 X が(明示されないか付加詞で表される)他者 Y の(対応する能動構文と共通する動詞が表す)働きかけの直接の対象になる(ことによって何らかの変化を被る)、という捉え方を表し、その形式は対応する能動構文に比べて有標である。 受動構文の形式面での有標性は、Y を主役にして捉えられ (Y と X をそれぞれ主語と目的語の指示対象とする、真理条件的に等価な他動詞構文を用いて表現され)やすい事態を(Y を差し置いて)X を主役にして捉え直すという、意味の有標性を反映していると考えられる。

注1: 受動構文の成立要因を指して、日本語を対象とした研究では「受影性」が、英語を対象とした研究では affectedness が、それぞれよく用いられるが、この2つの用語は適用範囲が完全には重ならないことに注意が必要である。受動構文の主語の指示対象が動詞の表す行為によって影響を受けることを指す点は両者に共通しているものの、affectedness が主語の指示対象が有生でなくても問題なく適用される (例えば This bed has been slept in の主語の指示対象はそこで行われた「寝る」という行為によって affect されたと言われる)のに対して、「受影性」は(影響を感じうる)有生の存在(とりわけ人間)に限定して用いられる傾向がある。「受影性」をこのように限定して用いる傾向と伝統的な国語学におけるいわゆる「非情の受身非固有説」とは密接に関係していると思われる。紙幅の関係で立ち入ることはできないが、「非情の受身非固有説」は、原田(1974)、小杉(1979)、奥津(1983)などが示すように、成立しえないと本章の著者は考えている。

注 2: 「X が他者 Y の働きかけの直接の対象になる」とは Pinker (2013 [1989]: 107)の提示する 英語受動構文(のプロトタイプ)の意味

## X is in the circumstance defined by Y's acting on it.

と等価であり、これがBolinger (1975)を端緒とする affectedness の本質であると思われる。なお、Bolinger (1975, 1977)と Pinker (2013 [1989]: 109)を精読すればわかるとおり、affectedness の適用範囲は物理的な変化に限定されない。 This bed has been slept in by George Washington や This bridge has been flown under なども(臨時的な)句動詞の表す行為によって主語の指示対象に変化が生じたことを表していると考えられる。これらを主語の指示対象の属性を叙述する(主語の指示対象を特徴づける)機能をもつ、別種の受動文とする分析もあるが、本章の観点からは、その際の「属性」や「特徴」は他者の行為(の対象となること)の結果として生じる(あるいは認識される)ものであることが重要である。